

ホワイトハウス、国防サプライチェーンおよび重要物資を対象とする包括的な大統領令を発令

サハー・J・ハフィーツ、メーガン・D・ドハーティ、ベンジャミン・J・コート、アーロン・S・ラルフ

- 本大統領令は、戦争省(DoW)に対し、同省の契約で使用される「対象物資」の調達要件に関する適用除外を一層厳格化するよう指示しています。
- 本大統領令は、DoW に対し、同省が指定する「重要サプライチェーン」に関わる物品、資材、システム、ソフトウェア、またはサービスについて、請負業者にサプライチェーンの可視化およびリスク軽減措置を実施させるとともに、「信頼できない外国の供給業者」から供給される物品や資材について、代替調達先の適格性を確認させるよう求めています。
- これらの要件の適用範囲は、DoW が今後発表するガイダンスおよび規則によって具体化される予定です。

2026 年 7 月 20 日、トランプ大統領は、「米国の国防サプライチェーンの安全確保および重要物資の国内調達の保証 (Securing America's Defense Supply Chains and Ensuring Domestic Acquisition of Critical Materials)」と題する包括的な大統領令(EO) 14415 を発令しました。本大統領令の主な内容は、以下のとおりです。

- 戦争省(Department of War: DoW)は、2027 年 1 月 1 日より、同省の契約で使用される、合衆国法典第 10 編第 4872 条(10 U.S.C. 4872)に基づく「対象物資」(詳細は[こちら](#)を参照)の調達要件に関する適用除外を一層厳格化すること。引き続き適用除外が認められる余地はありますが、調達不能(non-availability)を理由とする適用除外を受けるには、元請業者または下請業者が、後述する正式なリスク軽減計画を提出し、DoW の承認を得る必要があります。国家安全保障上の理由による適用除外については、これらの要件を満たす場合のほか、後述のとおり、国家安全保障問題担当大統領補佐官(国家安全保障担当補佐官)への要請を通じて認められる可能性があります。
- DoW は、同省の調達に関連する特定の重要サプライチェーンについて、請負業者に対し、詳細で広範なサプライチェーンのマッピングおよび可視化を義務付けること。これは原材料の段階から行うもので、特定のリスクについて供給業者を審査するための具体的な措置、審査後の通知およびリスク軽減措置などが含まれます。具体的な要件は今後発表さ

れる予定であり、その適用範囲は、今後策定される方針および実施ガイダンスによって決定されます。

- DoW は、同省が指定する特定のサプライチェーンについて、「信頼できない外国の供給業者」から供給される物資の代替調達先の適格性確認を請負業者に義務付けるため、規則制定手続きを開始すること。これらの要件も今後具体化される予定であり、その適用範囲は、今後の政策方針の実施およびガイダンスの内容によって決定されます。

以下では、本大統領令の主要な規定、今後発表されるガイダンスおよび規則で取り上げられる事項、ならびにあらゆる段階の請負業者および下請業者が考慮すべき点について解説します。

適用除外に関する制限

後述のとおり、本大統領令は DoW に対し、合衆国法典第 10 編第 4872 条に基づく「対象物資」の調達制限について、調達不能または国家安全保障を理由とする適用除外をさらに一層制限するように指示しています。

新たな要件。2027 年 1 月 1 日以降、戦争長官および各軍種の長官は、合衆国法典第 10 編第 4872 条に基づく「対象物資」の調達について、元請業者または下請業者が、本大統領令に定める各種要件を満たす正式なリスク軽減計画を DoW の担当官に提出し、その承認を得た場合を除き、同条(c)(1)項に基づく調達不能を理由とする適用除外、または同条(e)項に基づく国家安全保障を理由とする適用除外を認めてはならないとされています。これらの要件には以下が含まれます。

- 適用除外がなければ法令の要件に適合しない対象物資について、その調達先を特定すること。
- 法令の要件に適合する物資を調達するためにあらゆる努力を尽くしたこと、または、要件に適合しない資材の調達時点において、適合する物資が入手不可能であったことを実証すること。
- 要件に適合しない物資をサプライチェーンから排除するための措置を示すこと。および、
- リスク軽減計画の実施スケジュールを策定すること。

適格性確認に関する考慮事項。本大統領令は、適用除外に関連する適格性確認の基準を厳格化しています。具体的には、元請業者または下請業者が「対象物資」の国内調達先の適格性を確認できなかった場合、「当該対象物資の国内調達先の適格性を確認するため、積極的かつ十分な資金を投入した継続的な取り組みを行っていることを実証」しない限り、調達不能には該当しないと規定しています。

国家安全保障を理由とする適用除外に関する 2 つの手続き。国家安全保障を理由とする適用除外は、上記の条件を満たす場合に認められるほか、戦争省長官または各軍種の長官が国家安全保障問題担当大統領補佐官(国家安全保障担当補佐官)に要請した場合にも認められる可能性があります。

DoW によるサプライチェーン・マッピング。 サプライチェーンの可視化を通じて請負業者が特定したサプライチェーンの脆弱性を踏まえ、DoW は、原材料に関する国家安全保障上の脆弱性を整理し、適用除外の審査においてこれらの脆弱性を考慮することが求められています。

電子機器に関する適用除外規定の見直し。 DoW は、電子機器に関する適用除外規定の適用状況を見直し、その継続的な適用が現在の国家安全保障上のニーズに合致していることを確認する必要があります。背景として、合衆国法典第 10 編第 4872 条(c)(3)(B)項では、戦略・重要物資理事会 (Strategic and Critical Materials Board of Directors) の勧告に基づき、同省長官が「特定の電子機器を国内で調達できることが国家安全保障上極めて重要であると判断」する場合を除き、電子機器は調達要件の適用対象外とされています。同理事会は、2023 年度国防権限法に基づき、2025 年 1 月に設置されました。産業基盤政策担当国防次官補が議長を務め、DoW、エネルギー省、国務省、内務省、および連邦議会上下両院の軍事委員会が指名する代表者で構成されています。

執行措置。 DoW は、元請業者または下請業者が不正行為を行った、政府を意図的に欺いた、またはリスク軽減計画を故意に実施しなかったと判断した場合、必要な措置を講じ、契約上の救済手段を行使する権限を有しています。本大統領令の発令から 180 日以内、または 2027 年 1 月 16 日までに、同省は、このような問題に対処するために講じた措置および行使した契約上の救済手段の一覧を、ホワイトハウスに提出することが義務付けられています。これは、今後、違反に対する執行措置が優先事項になることを示唆しています。

「対象物資」に関する調達制限の背景。 [こちら](#)で解説しているとおり、合衆国法典第 10 編第 4872 条に基づき、DoW は、一定の例外を除き、(1)対象国で溶解または生産された対象物資、または(2)「対象国」(中国、北朝鮮、ロシア、イラン)で製造された対象物資を含む最終製品を調達することを禁止しています。現在、「対象物資」には以下が含まれます。

- サマリウム・コバルト磁石
- ネオジム・鉄・ホウ素磁石
- タングステン金属粉末
- タングステン重合金、またはタングステン重合金を含む完成品もしくは半製品
- タンタル金属および合金、および
- モリブデン

これらの要件には、調達不能や国家安全保障を理由とする適用除外、一定の例外を除く市販の既製品 (COTS)、緊急事態対応への支援や米国外での使用を目的とした特定の調達や販売、電子機器、およびリサイクルに関する特定の原産地要件を満たす再生材から製造された「対象物資」など、数多くの例外が設けられています。これらの例外は引き続き有効とされます。前述のとおり、本大統領令は、こうした特定の例外について、その適用に関する指針を DoW に示しています。

合衆国法典および国防連邦調達規則補足 (Defense Federal Acquisition Regulation Supplement : DFARS) は、サプライチェーンに関する規制の対象範囲を段階的に拡大しています。2026 年 12 月 31 日までは、対象国で溶解または生産された対象物資、または対象国で製造され、対象物資を含む最終製品に規制が適用されます。DFARS は、各対象物資について、規制の対象となる具体的な生産段階、適用開始スケジュール、および資材に適用される例外

を定めています。2027 年 1 月 1 日以降は、対象国で採掘、精製、分離、溶解または生産された対象物資、または対象国で製造され、対象物資を含むあらゆる最終製品に対して規制が適用されます。さらに、同日以降、重量の 50%以上を対象物資が占める COTS 品目については、同法に基づく COTS の例外が適用されなくなります。最後に、2026 年度国防権限法により、「対象物資」の定義にモリブデン、ガリウムおよびゲルマニウムが追加されました。ガリウムおよびゲルマニウムに適用される規制は、2027 年 12 月 18 日に発効します。モリブデンについては、他の「対象物資」と同じスケジュールで規制が適用されます。

今後導入されるサプライチェーンのマッピング、可視化、審査、およびリスク軽減に関する要件

本大統領令は、DoW による特定の調達に係る「重要サプライチェーン」について、詳細で広範なサプライチェーン・マッピング、可視化、およびリスク軽減に関する要件を定めています。本大統領令の発令から 180 日以内、または 2027 年 1 月 16 日までに、DoW は、あらゆる段階の元請業者および下請業者に対し、「同省長官が米国の国家安全保障を支援し、これに関与し、またはこれに関連すると判断する同省のすべての調達について、原材料から請負業者が同省に納入する最終製品に至るまでの重要サプライチェーン」をマッピングし、可視化することを義務付けるガイダンスを策定し、実施する必要があります。当該ガイダンスの策定後 90 日以内、または 2027 年 4 月 16 日までに、同省は実施規則を制定することが求められています。後述のとおり、当該規則には、サプライチェーンのマッピングおよび審査、調達先の選定、ならびにリスク軽減に関する要件が盛り込まれる予定です。

マッピングおよび審査。当該規則には、請負業者に対し、サプライチェーン上のすべての構成要素、部品、機器、ソフトウェア、および資材を原材料の原産地まで遡って追跡できる部品表 (Bill of Materials)¹を DoW に提出すること、ならびに重要サプライチェーンを支えるすべての供給業者および下請業者を審査するための手順を整備し、実施することを義務付ける要件が盛り込まれる予定です。当該審査には、以下のリスクに関するスクリーニングが含まれます。

- 財務リスク。財務上の義務を履行できないリスクを意味し、契約上の義務の不履行、敵対的買収、または破産につながる可能性があります。
- 外国による所有・支配・影響 (FOCI) のリスク。外国の利害関係者が、「情報への不正アクセスを招くおそれのある方法、または国家安全保障を支える契約もしくはプログラムの遂行に悪影響を及ぼすおそれのある方法で、企業経営や事業運営に影響を与える事項を指示または決定する」権限を有する場合に生じる可能性があります。この定義は、従来の DoW による FOCI の定義よりも広範であり、FOCI 審査が[非機密分野](#)にも拡大している動きを反映しています。
- 製造および供給に関するリスク。関連する要因としては、生産能力の制約、陳腐化、産業上の制約、市場環境や当該市場における供給業者の慣行に起因する生産能力の低下や生産遅延、資材の納入の中断、供給の確保可能性、需要急増時の増産能力、単一調達先への依存、ならびに特定の調達先への集中や過度の依存などが挙げられます。

調達。プロジェクト・ヴォルト (Project Vault) および米国政府の支援を受ける特定のプロジェクト、企業、取引に関する例外 (後述) を除き、本規則は、請負業者が「信頼できない外国の供給業者」から供給された対象物資の使用を禁止するものです。本大統領令において「信頼できない

外国の供給業者」とは、合衆国法典第 10 編第 4872 条(f)(2)項に定める対象国(中国、ロシア、イラン、北朝鮮)、または戦争省長官が別途指定する国による FOCI を受ける者を指すと定義されています。今後策定されるガイダンスや規則で明らかにされるべき事項の一つは、想定される調達先に関する制限が、前述の第 4872 条に基づく「対象物資」に関する既存の調達制限よりも広範なものとなるかどうかです。

リスク軽減措置。審査の実施後、今後制定される規則では、請負業者に対し、以下の事項が義務付けられる予定です。

- 特定された各リスクについて、リスク軽減措置を実施すること(契約要求データリスト (Contract Requirement Data List) DI-MGMT-82256A に基づくサプライチェーン・リスク管理計画 (Supply Chain Risk Management Plan) によって特定されたものを含む)。
- 実施中のリスク軽減措置の進捗を追跡して継続的に把握すること。
- 審査の完了後 15 日以内に、特定された重大なサプライチェーン・リスクを DoW に通知すること。および、
- 審査の完了後 45 日以内に、機密扱いの是正措置計画を提出し、当該計画に基づく是正措置の完了時に完了報告書を提出すること。

代替調達先の適格性確認に向けた今後の取り組み

後述のとおり、本大統領令は、DoW に対し、特定のサプライチェーンについて、「信頼できない外国の供給業者」(前述の定義による)から供給される資材の代替調達先について適格性確認を義務付けるための規則制定手続きを開始するとともに、新たな調達先の評価および適格性認定を迅速化させるための戦略を策定するよう求めています。

代替調達先の適格性確認。DoW は、本大統領令の発令から 180 日以内、または 2027 年 1 月 16 日までに、以下の規則制定手続きに着手することが求められています。

- 「米国の国家安全保障を支援し、これに関与し、またはこれに関連する」既存の DoW の調達案件を特定すること。これは、前述のサプライチェーンの可視化およびマッピングの対象となるサプライチェーンの定義に沿うものです。
- 特定された調達案件について、「信頼できない外国の供給業者」から供給される資材または構成部品に依存している請負業者に対し、代替調達先の適格性を認定し、これを利用させることを義務付けること(但し、代替調達先が利用できない場合を除く)。なお、本大統領令の該当箇所「国内調達先」の適格性確認が規定されている一方、その後の文言で「代替調達先」の適格性確認が求められています。そのため、DoW が国内調達先の適格性認定を義務付けるのか、義務付ける場合には「国内」がどのように定義されるのか(すなわち、米国、カナダ、オーストラリア、英国を含む国防生産法 (Defense Production Act) 上の定義が採用されるのか)、あるいは単に「信頼できない外国の供給業者」以外の調達先を意味するのか明らかではありません。さらに、ここでの対象は、「資材または構成部品」とされており、「対象物資」のみに言及するサプライチェーンの可視化およびマッピング

に関する規定よりも広範なものとなっています。これらの点は、今後制定される規則において明らかにされることになります。

請負業者が代替調達先の適格性確認を怠った場合、DoW がタスクオーダーの停止もしくは終了、契約オプションの行使見送り、および既存契約の終了を検討する根拠となります。政府にはこうした措置を講じる広範な裁量が認められているため、請負業者にとって現実的なビジネスリスクとなる可能性があります。

適格性確認の迅速化。 DoW は、本大統領令の発令から 90 日以内、または 2026 年 10 月 18 日までに、新たな調達先および資材の試験と適格性確認を迅速化するための戦略を策定することが求められています。この戦略には、新たなソフトウェア、技術的な試験手順、適格性確認の方法およびリソースの開発に加え、迅速な試験と適格性確認を妨げる既存の規制を撤廃するための措置が含まれます。[こちら](#)で論じているとおり、2026 年度国防権限法には、適格性確認の迅速化を目的とする複数の規定が盛り込まれています。具体的には、ベンダーが特定の対象製品について、所定の国内および同盟国からの調達要件に適合していることを任意に登録・照明できるオンライン・リポジトリを DoW が設置することや、同省の基準に適合する調達先の適格性確認を加速させるためのワーキンググループを設置することなどが含まれます。

報告

本大統領令の発令日から 2028 年 1 月 1 日までの間、DoW は 6 か月ごとに、合衆国法典第 10 編第 4872 条に基づく適用除外の継続的な利用状況、承認されたリスク軽減計画とその完了に向けた進捗状況、および同大統領令のサプライチェーンの可視化、マッピング、および適格性確認に関する規定に基づき求められる規則の策定と実施状況について、ホワイトハウスに報告書を提出することが義務付けられています。

プロジェクト・ヴォルトおよび米国政府の支援を受ける供給源

本大統領令は、以下の事項を妨げるものではなく、また、これらに影響を及ぼすものでもないと規定しています。

- 米国輸出入銀行が融資するプロジェクト・ヴォルト([こちら](#)の解説を参照)。
- 米国輸出入銀行、米国国際開発金融公社、国務省、DoW、商務省、エネルギー省などの米国政府機関から支援を受ける外国のプロジェクト、事業、企業またはその他の取引によって生産された重要資材を、請負業者または下請業者が調達すること。

また、本大統領令は、プロジェクト・ヴォルトが請負業者または下請業者に重要資材や構成部品を販売することは、合衆国法典第 12 編第 635 条(b)(6)(A)項に定める防衛関連物品または防衛サービスの信用販売には該当しないことを明確にしています。同条項は、米国輸出入銀行が、いかなる国に対する防衛関連物品および防衛サービスの信用販売に対する資金調達支援を行うことを禁じています。

あらゆる段階の請負業者および供給業者に関する留意事項

本大統領令では、今後策定されるガイダンスや規則に委ねられている事項が数多くあります。これらには、とりわけ以下が含まれます。

- サプライチェーンの可視化およびマッピング要件を満たすものと認定し、代替調達先の適格性確認のための、DoW が指定するサプライチェーン。
- 供給業者の審査およびリスク軽減要件に関するガイダンス。
- 調達制限の対象が、既に導入されている「対象物資」に関する制限よりも広範なものとなるか否か、広範となる場合にはその範囲。および、
- 代替調達先が国内の供給業者でなければならないか否か、およびその場合の「国内」の定義。

本大統領令は、その要件を遵守するための追加的な資金措置について規定していません。但し、これらの要件は、請負業者が費用またはスケジュールの調整を求めることのできる、補償対象となる契約変更に該当する可能性があります。

今後発表されるガイダンスおよび規則を見据え、あらゆる段階の請負業者および供給業者は、以下の点を検討すべきです。

- 「対象物資」が DoW に納入されているかどうかを確認すること。
- 「対象物資」の原産地を原材料の段階まで遡って追跡すること。
- 「対象物資」の代替調達先を特定すること。
- (「対象物資」に加えて)その他の資材および構成部品についても、原産地や加工工程を原材料の段階まで遡って追跡することが可能か評価すること。
- 本大統領令で特定されたリスク(FOCI、財務、製造・サプライチェーンに関するリスク等)の観点から供給業者を精査するとともに、リスク軽減のためのプロセスを確認すること。
- DoW によるガイダンスの策定および規則制定の動向を注視すること。および
- 本大統領令の適用範囲や実施方法の策定に向け、DoW と協議・連携すること。

本稿作成協力者である貿易政策上級スペシャリスト Xavier Gillett 氏へ執筆者一同感謝の意を表します。

¹ 本大統領令において、「インデント部品表(indentured Bill of Materials)」とは、システムまたは最終製品の設計、開発および初期配備の過程で収集される、すべての構成要素、部品、機器、ソフトウェア、および資材について、原材料の原産地まで遡る情報をいいます。これには、保守計画、ロジスティクス設計要件、信頼性・保守性、システム安全性、保守エンジニアリング、コスト、カタログ化、品目管理、および運用中のフィードバックに関するデータも含まれます。

本稿の原文(英文)につきましては、[White House Issues Sweeping Executive Order Targeting Defense Supply Chains and Critical Materials](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Sahar J. Hafeez

sahar.hafeez@pillsburylaw.com

Meghan D. Doherty

meghan.doherty@pillsburylaw.com

Benjamin J. Cote

benjamin.cote@pillsburylaw.com

Aaron A. Ralph

aaron.ralph@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原良子

rico.kurihara@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.